

回 答 書

令和4年6月23日

参加申込者 各位

佐久市長 柳田 清二

(担当: 佐久市 建設部 都市計画課 まちづくり推進係)

下記プロポーザルの質疑事項について回答します。

記

名 称 佐久市都市空間情報デジタル基盤構築業務

質 疑 事 項	回 答 事 項
1. 第14条 (空間参照系等) 平面直角座標第Ⅷ系が指定されていますが、標準製品仕様書第2.0版では経緯度座標系となっています。 平面直角座標系と経緯度座標系の2種類のデータを作成する想定でよいでしょうか。	1. お見込みのとおり。
2. 第19条 (3D都市モデル整備) ・都市計画情報 LOD0、災害関連情報 LOD0は標準製品仕様書第2.0版ではLOD1ですが標準製品仕様書第2.0版に従って整備する理解でよいでしょうか。 (標準製品仕様書第2.0版 P5) ・都市計画情報 地域地区、区域区分は何種類ぐらいの地区、区域を想定されているのでしょうか。 (例: 用途地域、高度地区等)	2. ・令和4年6月2日に国土交通省が公開した「3D都市モデル整備事業発注仕様書(案)」(以下、「発注仕様書(案)」という)第22条に準拠するようお願いいたします。ただし、LOD2の建築物については、「市役所、各支所」等、必要最小限の主要な建築物を対象とする。なお、成果品(仕様書第25条)についても、「発注仕様書(案)」第31条に準拠することとされたい。 ・都市計画決定情報については、以下のものを想定している。 (1) 都市計画区域 (2) 都市計画用途地域 (3) 防火・準防火地域 (4) 区画整理区域 (5) 特別用途地区 (6) 地域計画地区 (7) 特定用途制限地域 (8) 都市計画道路 (9) 都市計画公園 (10) 都市施設 (11) D. I. D (H27) (12) 都市機能誘導区域 (13) 居住誘導区域 (14) その他発注者が必要と認めたもの
3. 第17条 (都市計画基本図作成及び修正) レベル1000, 2500の基本図が作成されることになっているが、3D都市モデルもレベル1000と2500の精度でよいか (LOD1であれば対応可能)	3. お見込みのとおり。第17条第3項に準拠すること。

第22条 (定義する地物とLOD)

本作業で整備する3D都市モデルに含むべき地物とそのLOD(Level Of Detail)は、次の通りとする。

No.	地物	LOD0	LOD1	LOD2	LOD3	備考
1	建築物	○	○	○		
2	道路		○			
3	都市計画決定情報		○			
4	土地利用		○			
5	災害リスク		○			
6	都市設備					
7	植生					
8	地形		○			

○：3D都市モデルに含むべき地物とLOD

コメントの追加 [都政内山1]: 都市局脚注：
3D都市モデルにおいて作成する地物及びLODは利用用途(ユースケース)に応じて設定すること。
左記の案はPLATEAU基本パッケージとして最低限作成することが推奨されているセットである。

第31条 成果品

本業務における納入成果品は以下のとおりとし、業務に係る各全ての電子データは外付けHDDに格納し、納品するものとする。

成果品一覧

No.	成果品	数量	単位	備考
1	3D都市モデル関連	1	式	
	3D都市モデル	1	式	
	コードリスト	1	式	
	XMLSchema	1	式	
	拡張製品仕様書	1	式	
	メタデータ	1	式	
2	オープンデータ用3D都市モデル関連	1	式	
	オープンデータ用3D都市モデル	1	式	
	コードリスト	1	式	
	XMLSchema	1	式	
	拡張製品仕様書	1	式	
	メタデータ	1	式	
索引図	1	式		
3	打合せ記録簿	1	式	
4	業務報告書	1	式	
5	その他受注者発注者協議の上必要とする資料	1	式	

コメントの追加 [都政内山2]: 都市局脚注：
3D都市モデルの整備とあわせて都市計画基本図修正、都市計画基礎調査の実施、ユースケース開発等をパッケージで発注する場合は、これらの成果物を追記すること。